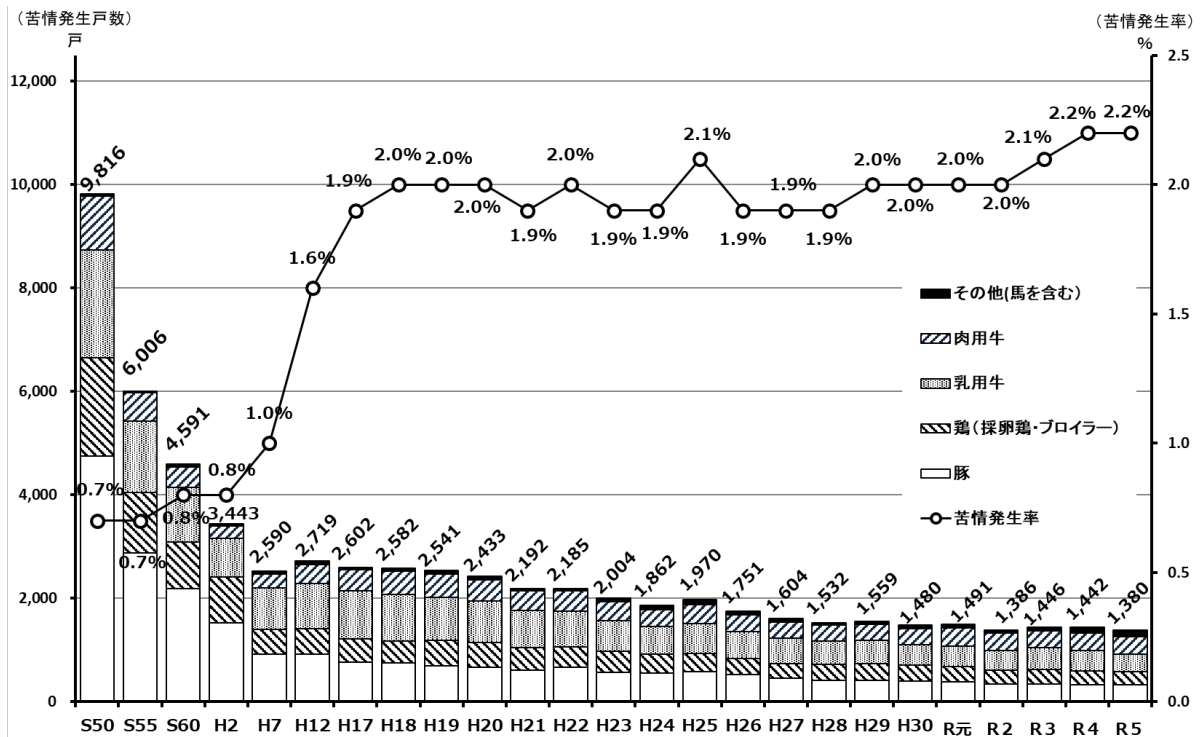


畜産経営に起因する苦情発生状況

農林水産省畜産局
畜産振興課環境計画班

1. 苦情発生戸数

令和5年における畜産経営に起因する苦情発生戸数は1,380戸で、前年に比べ62戸減少した。苦情発生率は2.2%で、平成17年以降概ね横ばいで推移している。



注1：当該年の7月1日までの1年間に住民等から地方公共団体へ届けられたものである。

注2：同一経営体に苦情が複数寄せられた場合、苦情の内容が同じ場合は1戸として計上しているが、異なる種類の苦情があった場合は複数戸として計上されている。

注3：苦情発生率＝苦情発生戸数÷飼養戸数。ただし「その他」については戸数が把握できないことから、苦情発生率の算定からは除外されている。なお、飼養戸数は「畜産統計」「農林業センサス」（いずれも農林水産省）等による。

2. 畜種・苦情の内容別の発生戸数

畜種別の苦情発生戸数の割合は、乳用牛24.6%（前年27.3%）、肉用牛24.8%（同23.4%）、豚23.8%（同22.9%）、採卵鶏13.8%（同13.9%）、ブロイラー4.1%（同4.6%）であり、近年と同様の傾向であった。

苦情の内容別発生戸数の割合についても、悪臭関連が53.7%（前年54.0%）、水質汚濁関連が16.4%（同18.6%）、害虫関連が9.8%（同11.3%）、その他が20.0%（同16.1%）となっており、近年と同様の傾向であった。

畜産経営に起因する苦情の畜種別・内容別発生戸数(令和5年)

(単位：戸、(%))

区 分	悪臭関連	水質汚濁関連	害虫関連	その他	合計
乳用牛	232 (26.9)	65 (24.6)	31 (19.6)	78 (24.2)	340 (24.6)
肉用牛	207 (24.0)	69 (26.1)	41 (26.0)	81 (25.2)	342 (24.8)
豚	244 (28.2)	96 (36.4)	14 (8.9)	28 (8.7)	328 (23.8)
採卵鶏	105 (12.2)	23 (8.7)	65 (41.1)	34 (10.6)	191 (13.8)
ブロイラー	47 (5.4)	6 (2.3)	2 (1.3)	6 (1.9)	57 (4.1)
馬	5 (0.6)	2 (0.8)	0 (0.0)	4 (1.2)	9 (0.7)
その他	24 (2.8)	3 (1.1)	5 (3.2)	91 (28.3)	113 (8.2)
合計	864 (100.0)	264 (100.0)	158 (100.0)	322 (100.0)	1,380 (100.0)
構成 (%)	53.7	16.4	9.8	20.0	100.0

注1：「悪臭関連」には、悪臭単独の苦情に加え、悪臭以外の苦情（水質汚濁、害虫発生等）を併発しているものも含む（その他の分類も同様）。

このため、各分類の戸数を合計した戸数と、「合計」欄の戸数は一致しない。

注2：「その他」に分類される苦情の内容は、ふん尿の流出、騒音等である。

3. 畜種・飼養規模別の発生戸数

畜種別の苦情発生率は、乳用牛 2.7%（前年 3.0%）、肉用牛 0.9%（同 0.8%）、豚 9.7%（同 9.2%）、採卵鶏 11.3%（同 11.1%）、ブロイラー 2.7%（同 3.1%）であり、近年と同様の傾向であった。

また、飼養規模別の苦情発生率については、ブロイラーを除く各畜種において、飼養規模が大きくなるほど苦情発生率が高くなっており、近年と同様の傾向であった。

・乳用牛

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	7	1.3%	529
～29	58	1.5%	3,880
30～99	170	2.7%	6,331
100～299	67	3.8%	1,755
300～	45	12.9%	350
合計	340	2.7%	12,600

※成畜（満2歳以上の牛の頭数）（畜産統計、農林水産省）

・肉用牛

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	45	0.3%	15,926
～19	99	0.4%	22,610
20～99	102	0.9%	11,510
100～499	95	2.6%	3,620
500～	46	5.8%	792
合計	342	0.9%	38,600

※総飼養頭数（畜産統計、農林水産省）

・豚

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	21	4.1%	508
～999	108	7.4%	1,468
1,000～1,999	69	11.4%	603
2,000～2,999	51	15.6%	326
3,000～	100	15.5%	646
合計	328	9.7%	3,370

※肥育豚飼養頭数（畜産統計、農林水産省）

・採卵鶏

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	27	1.2%	2,299
～9,999	48	8.4%	573
10,000～49,999	50	10.6%	470
50,000～99,999	30	17.8%	169
100,000～	63	20.6%	306
合計	191	11.3%	1,690

※成鶏めすの飼養羽数（畜産統計、農林水産省）

・ブロイラー

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	2	1.1%	189
～99,999	23	5.5%	422
100,000～299,999	22	2.2%	998
300,000～499,999	6	1.4%	419
500,000～	6	2.2%	277
合計	57	2.7%	2,100

※年間の出荷羽数（畜産統計、農林水産省）

注1：飼養規模について、採卵鶏では飼養羽数は千羽未満、ブロイラーでは年間出荷羽数が三千羽未満の戸数は含まれていないため、小規模区分の苦情発生率は実際より高く見積もられている可能性がある。

注2：管理基準非適用農家の飼養戸数は、「令和5年度家畜排せつ物法施行状況等調査（農林水産省）」による。

注3：各飼養規模層の飼養戸数には、学校、試験場等の非営利的な飼養者を含んでいないため、それらの合計値と「合計」欄の飼養戸数は一致しない。

4. 新規の苦情発生戸数と継続の苦情発生戸数の割合

「新規の苦情の発生戸数」と、「全体の苦情発生戸数から新規の苦情発生戸数を除いた同一経営体に対する継続の苦情発生戸数」の割合を見ると、継続の苦情発生戸数の割合は、乳用牛 59.7% (前年 60.7%)、肉用牛 53.8% (同 49.6%)、豚 68.9% (同 66.7%)、採卵鶏 68.1% (同 68.7%)、ブロイラー 75.4% (同 62.1%) であった。令和 5 年においては、全体の 4 割が新規の苦情、6 割は継続の苦情であり、調査を開始した令和 2 年以降同様の傾向であった。

(単位：戸、%)

区分	苦情発生戸数	割合	
		新規の苦情※	新規を除いたもの (継続の苦情)
乳用牛	340 (100)	137 (40.3)	203 (59.7)
肉用牛	342 (100)	158 (46.2)	184 (53.8)
豚	328 (100)	102 (31.1)	226 (68.9)
採卵鶏	191 (100)	61 (31.9)	130 (68.1)
ブロイラー	57 (100)	14 (24.6)	43 (75.4)
馬	9 (100)	8 (88.9)	1 (11.1)
その他	113 (100)	68 (60.2)	45 (39.8)
計	1,380 (100)	548 (39.7)	832 (60.3)

※ (R4.7.1～R5.6.30) において初めて苦情が発生した戸数